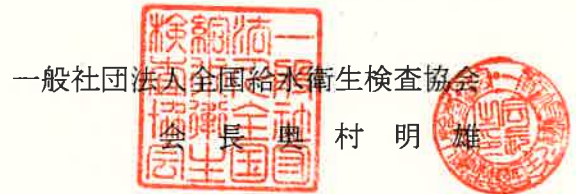


3 給衛協発第 15 号
令和 3 年 6 月 1 日

会員 各位



令和 3 年度総会の開催について（ご案内）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応について、政府が4月23日に東京都、京都府、大阪府、兵庫県
の4都府県に、期限を5月11日までとする緊急事態宣言を発令し、不要不急の外出自粛や
施設の休業要請をいたしました。その後、9都道府県に対象地域を拡大し、宣言期間を5月
末までに延長いたしました。現在、沖縄を含め10都道府県に6月20日まで緊急事態宣言が発
令されており、また、8県を対象としたまん延防止等重点措置地域も期間延長となっております。

このような状況を考慮し、理事・監事の皆様方と、令和3年度の給衛協の監事監査・
理事会・総会についての対応方針を検討し、「緊急事態下での給衛協総会等の実施方
法について」の文書を持って、お尋ねしたところ、全員一致でご賛同をいただきました。

内容といたしましては、理事会については、提案内容の資料を送付し、Web会議オ
ンライン併用による理事会とし、監事監査も同様に、監事全員の同意を得た上で、理
事全員の了解を得て、書面による審査の方法で、すでに審査していただきました。

総会については、定款第22条並びに一般社団法人法第58条で規定する「総会の決議
の省略」に基づき全員の同意のもと書面決議による総会とするか、または、定款第21
条(代理)による議決権の行使を委任する方法が有り、期日までに、全会員の皆様方
にご賛同がいただけると良いのですが、総会の開催は定款第17条にもあるように「定
時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。」となっています。このため、手続
き上、全正会員の皆様方にご賛同をいただくことは、時間的に困難であると考え、「委
任状（意思確認書）」により、令和3年度総会を実施致します。

なお、理事会終了後(6月14日開催)に、総会資料と委任状（意思確認書）を、正会員
様宛にご送付いたしますのでご対応下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時：令和 3 年 6 月 25 日（金） 午後 14:00 から
場 所：航空会館 203 号室(〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 TEL03-3501-1272)

問い合わせ先：〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6
一般社団法人全国給水衛生検査協会 事務局 中嶋、大和田
TEL：044-270-4375 FAX：044-270-4376 E-mail：kyueikyo@kyueikyo.jp

以上